

○和光市多文化共生ボランティア設置要綱

平成 22 年 3 月 1 日

告示第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、和光市国際化推進計画に基づき、多文化共生を推進するために設置する和光市多文化共生ボランティア（以下「ボランティア」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(ボランティア活動)

第 2 条 ボランティアは、市の要請に応じ、その指示に従い活動するものとする。

2 ボランティア活動の範囲は、次のとおりとする。

(1) 外国籍市民が次項各号に掲げる施設において提供されるサービスを利用するにあたって、通訳を行うこと。

(2) 市が作成する文書を翻訳すること。

(3) 市が行う国際化推進に関する事業の企画運営及び実施に参加すること。

3 前項第 1 号の通訳を行う場所は、次の各号に掲げる市内の機関及び施設とする。

(1) 和光市役所

(2) 和光市組織規則（平成 14 年規則第 29 号）第 2 条第 3 項に規定する機関及び施設

(3) 和光市子育て世代包括支援センター事業実施規則（平成 27 年規則第 53 号）第 3 条に規定する施設

(4) 和光市教育委員会事務局組織規則（平成 14 年教委規則第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する機関及び施設

(5) 高等学校

(6) 特別支援学校

(7) 保育所

(8) 小規模保育事業所

(9) 事業所内保育事業所

(10) 幼稚園

(11) 認定こども園

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設

(ボランティアの要件)

第3条 ボランティアは、市内でボランティアとして活動する意欲がある者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、前条第2項第1号及び第2号のボランティア活動を行わないボランティアにあっては、第1号の要件を除く。

- (1) 日本語から外国語、外国語から日本語への通訳・翻訳ができること。
- (2) 18歳以上（高校生を除く。）であること。
- (3) 外国籍の者にあっては、在留資格を有すること。

(ボランティア登録)

第4条 ボランティアになろうとする者（以下「申請者」という。）は、和光市多文化共生ボランティア登録申請書（様式第1号）により、市長にボランティアの登録を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、ボランティアとして適当と認めたときは、和光市多文化共生ボランティア登録台帳（様式第2号）に登録し、当該申請者に和光市多文化共生ボランティア登録証（様式第3号）を交付するものとする。

(ボランティア登録の有効期限)

第5条 前条の規定によるボランティア登録の有効期限は、登録をした日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 市長は、前条第2項の規定により当該台帳に登録された者に対し、前項の有効期限の1月前までにボランティア登録の更新手続について通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 ボランティアは、登録内容に変更が生じたときは、和光市多文化共生ボランティア登録事項変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(活動状況の報告)

第7条 市長は、ボランティアに対し、活動状況の報告を求めることができる。

(事故等の報告)

第8条 ボランティアは、ボランティア活動において事故等不測の事態が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 ボランティアは、ボランティア活動によって知り得た個人の情報を他に漏らして

はならない。ボランティアを退いた後も同様とする。

（報酬）

第10条 ボランティアの報酬は、無償とする。

（保険の加入）

第11条 ボランティアは、ボランティア活動保険に加入しなければならない。

2 前項の規定による保険の加入に要する経費は、市の負担とする。

（ボランティア登録の抹消）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ボランティア登録を抹消するものとする。

（1） ボランティアから和光市多文化共生ボランティア辞退届（様式第5号）の提出があったとき。

（2） この告示の規定に違反したとき。

（3） 市長がボランティアとして不適格と認めたとき。

2 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を市長に返還しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

和光市多文化共生ボランティア登録申請書

和光市長 様

和光市多文化共生ボランティアとして登録を受けたいので、和光市多文化共生ボランティア設置要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

登録番号		年 月 日現在			
ふりがな		生年月日	西暦	年	月 日
氏 名		国 籍			
ローマ字		母国語			
住 所	〒				
電話（自宅）		F A X			
電話（携帯）		E メール（携帯）			
E メール（P C）					
連絡方法	☐ 電話 ☐ 携帯電話 ☐ E メール	時間帯	☐ （午前・午後 時頃・時以降） ☐ いつでもO.K.		
登録するボランティア	☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート ☐ 全部				
通訳・翻訳できる言語	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル				
語学の資格	☐ 実用英語技能検定準 1 級以上 ☐ TOEICスコア730以上 ☐ 中国語能力検定試験 2 級以上 ☐ 漢語水平考試（HSK） 5 級以上（旧試験 7 級以上） ☐ ハングル能力検定試験 2 級以上 ☐ 日本語能力試験レベル2以上（旧試験 2 級以上） ☐ その他（ ）				
パソコン	☐ 持っている ☐ 持っていない				
所有ソフトとスキル （インストール済み で利用できる）	☐ メールソフト ☐ Word ☐ Excel ☐ Powerpoint				
通訳・翻訳の経歴	※できるだけ詳しく書いてください。				
通訳が可能な時間	☐ 平日 ☐ 土日・祝祭日 ☐ 依頼のあった時点で調整 ☐ その他（ ）				
ご意見・ご希望等					

※太枠内のみご記入ください。
※ご記入いただいた内容は、和光市多文化共生ボランティアに関する事にのみ使用し、他の目的には使用しません。

和光市多文化共生ボランティアの活動を通して知り得た個人情報等を第三者に口外しないことを誓います。
同意署名

備考欄

和光市多文化共生ボランティア登録台帳(年度)

登録番号	登録日	氏 名	住 所	連絡先	活 動	通訳・翻訳言語	備 考
1					☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル	
2					☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル	
3					☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル	
4					☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル	
5					☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル	
6					☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル	
7					☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル	
8					☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル	
9					☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル	
10					☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル	
11					☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル	
12					☐ 通訳 ☐ 翻訳 ☐ 事業サポート	☐ 英語 ☐ 中国語 ☐ ハングル	

様式第3号(第4条関係)

和光市多文化共生ボランティア登録証

登録番号：

氏名：

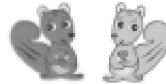
住所：

上記の者は、登録期間内において、和光市に登録された「和光市多文化共生ボランティア（通訳・翻訳・事業サポート）」であることを証明します。

和光市長

登録日： 年 月 日

登録期間： 年3月31日まで



Sister City Relationship Promotion Characters “Long” and “View”
～Wako City has a sister city relationship with Longview, U.S.A.～

様式第4号(第6条関係)

和光市多文化共生ボランティア登録事項変更届

年 月 日

和光市長 様

届出者 住所
氏名
(電話)

和光市多文化共生ボランティアの登録について、次のとおり変更したので、和光市多文化共生ボランティア設置要綱第6条第1項の規定により、届け出ます。

変 更 前	変 更 後

様式第5号(第12条関係)

和光市多文化共生ボランティア辞退届

年 月 日

和光市長 様

届出者 住所

氏名

(電話)

次の事由により、和光市多文化共生ボランティアの登録を辞退したいので、和光市多文化共生ボランティア設置要綱第12条第1項第1号の規定により、届け出ます。

辞退事由